

(教えて！電力自由化：1)大手より割安プランも：朝日新聞デジタル

4月から、家庭でも電気を買う会社を自由に選べるようになります。電力小売りの「全面自由化」といわれるものです。新たに電気を売ろうとする会社が続々とあらわれ、広告や宣伝もにぎやかになってきました。電気をどこから買えばいいのか。暮らしにどんな影響があるのか。シリーズで読み解きます。

電気はいま、関東

地方で暮らすなら東京電力、近畿なら**関西電力**といった具合に、地域ごとに10社に分かれる大手電力からしか買えない。戦後に整えられた「地域独占」という仕組みで、**電力会社**に経済の復興に欠かせない電気を安定供給させるため、お互いに争わないようにした。

4月からはこの地域独占が崩れ、国の登録を受ければ、だれでも電気を売れるようになった。すでに**東京ガス**やJXエネルギー、**KDDI**(au)などが参入を表明し、23日までに199の事業者が登録した。

大手10社で独占してきた家庭や小さな商店などは全国で約8500万件。市場としての大きさは年間8兆円程度あり、約7兆円の携帯電話の通信事業の市場を上回る。参入する事業者はこれから、さらに増える見通しだ。

利用者にとって、最大のポイントは毎月払う**電気料金**が安くなるかもしれないことだ。これまでは「総括原価方式」という仕組みで、発電などにかかる費用に一定のもうけを上乗せして料金を決めていた。4月からは事業者が自由に**電気料金**を設定できるようになり、大手のいまの料金より「割安」になるプランが相次いで発表されている。

こうした価格競争が適度に進めば、利用者のメリットは大きい。一方で、競争が激しくなりすぎると、利益を出せずにつぶれる会社が出るかもしれない。そうした際に利用者が混乱しないよう、新たに電気を買う相手が決まるまでは、大手が供給することになっており、停電することはない。

ただ、電気を買う相手をあわてて変えることもない。それぞれの家庭の電気の使用状況などによって、切り替えるメリットがあるかどうか異なるからだ。

消費者庁は、電力自由化にからむ「5つの誤解」をパンフレットにまとめ、利用者に注意を呼びかけている。「どの会社と契約しても電気の質は変わらず、停電しやすくなることはない」「3月までに切り替えなくても大手との契約が続くので、慌てる必要はない」「**通信機能付きの電力量計**(**スマートメーター**)の設置は原則無料」といった内容だ。消費者ホットライン(188)で相談も受け付けている。

■家庭向け、震災契機に

電力小売りの自由化は段階的に進んできた。2000年に大きな工場やビルなど企業向けを対象に始まり、05年には中小のビルやスーパーまで広がった。

だが、販売**電力量**の4割近くを占める家庭向けを含めた全面自由化には、大手は抵抗してきた。安定した利

益を確保する「お得意様」だったからだ。それが、[東日本大震災](#)と東京電力[福島第一原発事故](#)をきっかけに、全面自由化に向け一気に動き出した。

震災後、東電の管内では電気が足りなくなり、「[計画停電](#)」が実施された。地域独占の垣根を越えて、余っている地域の電気を融通することも進まず、1社が供給を独占することの弱点もあらわになった。

すべての原発が止まり、燃料費が高騰していた火力に頼ったことで[電気料金](#)の値上げが相次ぎ、「競争を促すことで料金を抑えるべきだ」といった意見も強まった。[経済産業省](#)によると、14年の家庭向け[電気料金](#)は、米国の約2倍、[フランス](#)の約1・2倍高い。

[安倍政権](#)が13年4月に[閣議決定](#)した「電力システム改革」は、事業者が競争する環境をつくって[電気料金](#)を抑えると同時に、競争がうまく進むようチェックする仕組みも整えた。

発電所から家やお店に電気を届けるのに必要な送配電網は、自由化後も大手電力がもつ。新規の事業者は「託送料」と呼ばれる使用料を大手に払えば、自由に使うことができる。この使用料が新規の事業者に不利にならないよう、国は昨年9月に「電力取引監視等委員会」をつくり、大手をチェックしている。

都留文科大の高橋洋(ひろし)教授([エネルギー政策](#))は、公正な競争には大手が独占する送配電部門を別会社に切り離す「[発送電分離](#)」が重要だと指摘する。20年4月には分離が義務化されるが、「競合他社に塩を送ることはしないはずで、新規の事業者に送配電網を公平に貸し出させるのは無理があるからだ。大手が前倒しで分離するよう促す制度をつくるべきだ」と話す。

(川田俊男)